

香川大学教育学部学生連合ネットワーク規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、香川大学教育学部学生連合ネットワークと称する。又、本会は香川大学教育学部学生自治会を前身とした組織であり、平成15年1月28日に開催された学生大会を以て名称を変更する。

(所在地)

第2条 本会は、香川県高松市幸町1番1号香川大学教育学部内にその所在地を置く。

(会 員)

第3条 教育学部に所属する学生は、特段の理由がない限り本会に入会するものとする。但し、委託生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生、専攻科についてはこの限りではない。

(目 的)

第4条 本会は、香川大学教職員との協力のもと、以下の目的を目指すものである。

- (1) 特色ある香川大学教育学部を創る。
- (2) 勉学条件を整備し、学生の生活を向上させる。
- (3) 教育機関・研究機関として社会に貢献する。

(権利と義務)

第5条 会員は、以下の権利と義務を有する。

- (1) 学生代議員、常任執行委員に立候補する権利
- (2) 学生大会に参加する権利
- (3) より良い学生生活のために問題を提起することができる権利
- (4) 会費を納入する義務

第2章 機 関

(機 関)

第6条 本会には次の機関を置く。

- (1) 学生代議員会

- (2) 学生大会
- (3) 常任執行委員会

第1節 学生代議員会

(学生代議員会)

第7条 学生代議員会は、本会の最高議決機関とする。

(組織)

第8条 学生代議員会は、次の基準で選出された学生代議員を以て組織する。

- (1) 各クラスより2名
- (2) 各領域乃至各コースより2年生1名、3年生1名

(任期)

第9条 学生代議員の任期は、5月1日から翌年4月30日までとする。

(招集)

第10条 学生代議員会は、次の場合に常任執行委員会委員長が招集する。

- (1) 常任執行委員会の要求があった場合
- (2) 学生代議員の3分の1以上の要求があった場合
- (3) 会員の20分の1以上の要求があった場合

(成立)

第11条 学生代議員会は、学生代議員の過半数以上の出席を以て成立し、学生代議員会の決議は出席者の過半数を以て成立する。但し、予算の承諾は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(審議事項)

第12条 学生代議員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 学生代議員会で必要と認めた事項
- (2) 常任執行委員会で必要と認めた事項
- (3) 常任執行委員の信任、不信任
- (4) 常任執行委員会の信任、不信任
- (5) 会費
- (6) 予算、及び決算の承認
- (7) 規約の改正

第2節 学生大会

(学生大会)

第13条 学生大会は、学生代議員会で審議決定された事項や活動の報告を受ける場であるとともに、会員の討議の場である。

(組織)

第14条 学生大会は、会員全員を以て組織する。

(招集)

第15条 学生大会は、6月と12月に定期的開催する。又、会員の5分の1以上の要求があった場合、学生代議員会の決議を経て常任執行委員会委員長がこれを臨時に招集する。

(成立)

第16条 学生大会は会員の3分の1以上の出席を以て成立する。但し、委任状は成立定数の過半数を超えることはできない。

(学生投票)

第17条 学生大会は、学生代議員会での決議に基づき、臨時議決機関として学生投票を行うことができる。

(学生投票の成立)

第18条 学生投票は、有効投票総数が学生大会出席者の3分の2以上である場合に成立し、有効投票総数の過半数を以て審議事項を決定する。又、学生代議員会及び常任執行委員会はその投票結果に拘束される。

第3節 常任執行委員会

(常任執行委員会)

第19条 常任執行委員会は執行機関であり、学生代議員会の決定に従い本会のあらゆる会務を統括する。

(組織)

第20条 常任執行委員会は、次の委員により組織される。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 執行委員 若干名

但し、常任執行委員会委員長、副委員長は、香川大学教育学部学生連合ネットワーク委員長、副委員長をそれぞれ兼任する。

(立候補)

第21条 前条に列挙された委員は、学生代議員以外の会員が自らの意思により立候補し、学生代議員会において選出されなければならない。

(任期)

第22条 常任執行委員の任期は半期毎とし、前期を5月1日から10月31日まで、後期を11月1日から翌年4月30日までとする。但し、再任を妨げない。

(招集)

第23条 常任執行委員会は、定期的に行う他、必要の都度、常任執行委員会委員長が招集する。但し、常任執行委員は審議事項を示して常任執行委員会の招集を要求することができる。

(審議事項)

第24条 常任執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 学生代議員会の決議に基づき、本会の業務執行に必要な事項
- (2) 学生代議員会に提出する事項
- (3) 学生大会に提出する事項
- (4) その他常任執行委員会自らが本会の業務執行上必要と認めた事項

(緊急)

第25条 常任執行委員会は、緊急を要する事項を処理することができる。この場合は学生代議員会において報告し、承認を求めなければならない。

(辞職)

第26条 常任執行委員は、やむを得ない理由がある場合、学生代議員会の承認を得て辞職することができる。

(欠員補充)

第27条 常任執行委員会は、欠員を生じた場合、会員の立候補を募り学生代議員会において選出されなければならない。

(不信任)

第28条 常任執行委員は、学生代議員会が不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、辞職しなければならない。

(不信任)

第29条 常任執行委員会に対する信任、不信任については、前条を準用する。

(引き継ぎ)

第30条 常任執行委員が辞職、もしくは、総辞職したときは、新委員が就任するまで旧委員が引き継いでその職務を行う。

第3章 会 計

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は5月1日より翌年4月30日までとする。

(予算案)

第32条 本会の会計予算案は、常任執行委員会が学生代議員会に提出する。

(経費)

第33条 本会の経費は会費、利子、寄付金及びその他の収入を以て充てる。

(会費)

第34条 本会の会費は、在籍期間を通じ8,000円とする。但し、在籍期間が4カ年に満たない場合には、1カ年あたり2,000円で算定する。

(管理)

第35条 常任執行委員会は、本会の財産を常に良好な状態において管理し、適正に運用しなければならない。

(報告)

第36条 本会の会計予算案、及び決算は、学生代議員会の決議を経て、学生大会で報告されなければならない。

第4章 会計監査

(会計監査)

第37条 会計監査委員会は、本会の収入、支出の決算をすべて監査する。

(組織)

第38条 会計監査委員会は、任意に選出された3名を以て組織する。但し、1つのクラス、領域乃至コースより複数名選出されてはならない。又、学生代議員、常任執行委員と兼任することはできない。

(監査時期)

第39条 会計監査委員は、次の場合、会計監査を行う。

- (1) 4月及び10月
- (2) 会計監査委員会が必要と認めた場合

- (3) 学生代議員会の要求があった場合
 - (4) 常任執行委員会の要求があった場合
 - (5) 会員の5分の1以上の要求があった場合
- (報告)

第40条 会計監査委員会は、監査の結果を学生代議員会、及び学生大会で報告しなければならない。

第5章 規約改正

(規約改正)

第41条 本規約は学生代議員会において出席者の3分の2以上の承認を得た場合にのみ改正することができる。

附 則

(効 力)

第1条 本規約は平成15年6月19日より効力を有する。

(会 計)

第2条 第34条の規定に関しては、平成16年度に新に入会した者より徴収する。

選挙管理規則

(目 的)

第1条 選挙管理委員会は、香川大学教育学部学生連合ネットワーク規約の目的に則り、選挙を公正に行うことを目的とする。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙に関する全般的な管理を行い、選挙に関する全責任を負う。

(組 織)

第3条 選挙管理委員会は、立候補者以外の任意に選出された5名を以て組織する。但し、1つのクラス、領域乃至コースより複数名選出されてはならない。又、学生代議員、常任執行委員と兼任することはできない。

(公 示)

第4条 選挙管理委員会は、前以て必要事項を公示しなければならない。

(報 告)

第5条 選挙管理委員会は、選挙結果を速やかに報告しなければならない。

(規則改正)

第6条 本規則の改正は香川大学教育学部学生連合ネットワーク規約第41条を準用する。

附 則

(効 力)

第1条 本規則は平成15年6月19日より効力を有する。